

<北ガスジェネックスの灯油配送をお申し込みにあたってご了承ください事項>

本書面は、北ガスジェネックスの灯油配送をお申し込みいただく際に注意が必要な事項について説明するものです。

1.灯油価格について

灯油価格は毎週火曜日に当社が公表する価格に基づいてご請求いたします。

2.灯油料金のお支払方法

灯油料金のお支払いは、口座振替またはクレジットカード決済でお支払いいただきます。口座やクレジットカードの登録が完了するまでの間については払込請求書でお支払いいただく場合があります。

3.配送スケジュールについて

◇定期配送のスケジュールについては当社の配送計画に基づいて実施いたします。お客さまからの日時指定はいたしかねます。

◇お客さまのご利用状況や季節に応じ、適切な周期で配送いたします（ご利用状況に変動があった場合は、配送周期の見直しを行いませんのでお申し付けください）。

◇次回配送予定日は配達時にお渡しする「納品書」に記載させていただきます。尚、天候等の事情によって予定日が前後することがございますので、あらかじめご了承ください。※一部記載のない地域がございます。

4.お申し込みの承諾について

●当社は以下の場合、お申し込みを承諾しないことがあります。

◇契約期間満了前に解約し、解約から1年経過せずに再度お申し込みを行なった場合（転居による場合は除く）。

◇ガス料金や電気料金・灯油料金等、当社または当社グループ会社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。

◇灯油料金のお支払方法に口座振替またはクレジット決済をご利用いただけない場合。

5.契約期間について

契約期間は初回配送日から1年間とし、解約のお申し出がない場合は同一条件で契約を継続し、以後も同様といたします。

6.契約解約による違約金

契約解除による違約金は原則として発生いたしません。

7.当社が契約の解約を行なう場合について

●当社は以下の場合、契約の解約を行なう場合があります。

◇ガス料金や電気料金・灯油料金等、当社または当社グループ会社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。

◇同一名義で複数の取引をいただいているお客さまで、そのうち1取引でもご利用が停止になっている場合（他の取引分についてもお取引を停止する場合があります）。

◇定期配送開始後、3ヶ月を経過しても口座振替またはクレジット決済による支払方法となっていない場合。

【販売事業者】

商 号・・・・・・・・北ガスジェネックス株式会社

住 所・・・・・・・・札幌市東区伏古8条2丁目7-1

代表者・・・・・・・・金沢 明法

代表電話番号・・・・・・・・011-782-5111

【お申し込みの撤回・契約の解除】

特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売または電話勧誘販売で申し込み（ご契約）された場合、お客さまは本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申し込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面または電磁的記録（電子メール等）により申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除、以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録を発信したときに生じます。

電磁的記録（電子メール）による受付の場合は、下記メールアドレスに氏名・電話番号・住所とクーリング・オフの手続きに必要な事項を記載の上、お送りください。

〈 クーリング・オフ受付専用メールアドレス：kg-ml-c-off@kitagas.com 〉

なお、当社または当社の代行店がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまがクーリング・オフを行わなかった場合には、お客さまはクーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領した日を含む8日間は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフをすることができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録を発信したときに生じます。

お客さまがクーリング・オフを行った場合、当社は損害賠償または違約金の支払いを請求せず、役務の提供がすでになされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求せず、本契約に関連して金銭を受領していた場合には速やかにその全額を返還いたします。

なお、クーリング・オフがあった場合、本契約に係る役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の原状が変更された場合、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。